**脳検診受診促進助成金交付要綱**

一般社団法人 鳥取県トラック協会

制定　令和２年３月２４日

（目 的）

第１条 一般社団法人鳥取県トラック協会（以下「鳥ト協」という。）が、運転者の脳血管疾患の早期発見・早期治療につながる脳検診受診費用を、一部助成することによって、健康起因事故の防止に寄与することを目的とする。

（助成対象）

1. 助成対象は**、**次の健診(検査)とする。

　 ①脳ドック ②脳ＭＲＩ検査

（助成対象者）

第３条 助成対象者は、鳥ト協の会員事業者に雇用された運転者が、各年度の別途指定する期間に、前条の対象検診(検査)し、支払が終了した会員事業者に対し、健診(検査)費用（除く消費税）の一部助成を行う。

（助成金の交付額）

第4条 助成金の交付額は、運転者１名にあたり、1回の受診に限り、１０,０００円とする。

但し、鳥ト協及び行政、その他団体等から支払われる助成金等の総額が健診費用を超えてはならない。

また、予算額に達した場合は、鳥ト協は、受付を終了するものとする。

（助成金の交付請求）

第5条 助成金の交付を請求する会員事業者は、別紙「脳検診受診促進助成金交付請求書」に必要事項を記入し、別途指定する日までに、鳥ト協へ申請する。

２ 前項の申請に必要な添付書類は、別に定める。

（助成金の交付）

第6条 鳥ト協は、前条の「脳検診受診促進助成金交付請求書」の提出があったときは、速やかに内容を審査し、適切と認めたときは、申請事業者に対して助成金を交付する。

（助成金の返還）

第7条　鳥ト協は、次の各号のいずれかに該当するときは、会員事業者に対し交付した助成金の返還を命じることができる。

（１）この要領その他鳥ト協が定める事項に違反したとき

（２）虚偽その他不正な手段により助成金の交付を受けたとき

２ 前項の規定により返還を命じられた事業者については、鳥ト協が行う助成事業すべてに係る申請は、原則として、当分の間、これを受付又は交付決定を行わないものとする。

附則

本要綱は令和２年４月１日より施行する。